

中期目標に係る事業報告書

自平成19年 4月 1日

至平成25年 3月31日

静岡県公立大学法人

第1 はじめに

静岡県立大学及び静岡県立大学短期大学部（以下「県立大学」という。）は、機動的かつ効率的な大学運営を実現し、教育研究活動の一層の向上を図るとともに、特色ある魅力的な大学づくりを進めるため、平成19年4月に静岡県公立大学法人（以下「法人」という。）が設置し、管理する大学となった。

公立大学法人化後、県立大学は、「県民の誇りとなる価値ある大学」の実現に向け、5つの理念、①たゆみない発展、②卓越した教育と高い学術性を備えた研究の推進、③学生生活の質を重視した勉学環境の整備、④大学の存在価値を向上させる経営体制の確立、⑤地域社会と協働する広く県民に開かれた大学を掲げ、大学運営を行ってきた。

また、法人は、中期目標を達成するための具体的な計画である中期計画として、225項目を策定し、平成24年度までの6年間で、中期計画を順調に達成し、平成25年度からの第2期中期目標期間において一層の飛躍を図るための土台作りができたと考える。詳細については、「第2 全体に関する事項」で法人の特性や重点的な取組について記載し、「第3 項目別の状況」で中期目標に掲げる4つの項目別に法人の取組状況を記載した。

第2 全体に関する事項

1 理事長及び学長のリーダーシップによる機動的・戦略的な大学運営を目指した取組

- (1) 平成19年度の法人化に伴い、法人経営と大学運営について各々理事長と学長で分担することにより責任を明確化するとともに、総務・経営及び教学担当の理事をそれぞれ任命し、理事長、学長の企画・立案機能を強化して、企画を迅速に実行に移す体制を確立した。
- (2) 法人経営については、学外理事を含む役員会を月2回定期的に開催し、迅速な審議、決定を行うとともに、役員相互の情報・意見交換を積極的に行い、理事長と学長等とが緊密に連携し、機動的・戦略的に行うことに努めた。また、各部局における現状や課題、中期計画の進捗状況等について、理事長が各部部长等に対して直接ヒアリングを実施し、今後の対応方針等についての議論を行うなど、理事長のリーダーシップが発揮できる体制の強化に努めた。
- (3) 教育・研究の運営については、学長の下に、副学長、学部長等教員及び部長級以上の事務職員で構成する大学運営会議を設置し、毎月1回定期に開催するなど、学長の企画・立案機能を強化するとともに、各部局への学長の大学運営方針の周知を図った。平成20年度からは、副学長を1人体制から2人体制にし、学長の補佐機能を強化した。また、学長は、必要に応じて学長補佐を指名（平成24年度は7人体制（産学連携、国際交流、社会人教育、広報、環境科学研究所将来構想及び教務の各分野担当）し、学長を補佐する機能を強化した。

2 県民や社会に対する説明責任を重視した社会に開かれた大学運営を目指した取組

- (1) 平成19年度の公立大学法人化に伴い、県民や社会に対する説明責任を果たすため、理事及び経営審議会、教育研究審議会の委員に学外の有識者、専門家を任命し、大学運営に外部の意見を反映させた。
- (2) 教職員による法令の遵守、教育研究倫理の徹底等を図るため、平成19年7月に「教職員行動規範」を定め、地域社会からの期待に応え信頼される大学づくりに全力をあげることを宣言した。
- (3) 広報室を平成19年度に設置し、大学全体の諸活動について情報の集約、発信のための体制を構築した。また、研究者データベースや学部案内、入試情報等を適時的確に発信するため、ホームページを更新し、ホームページを中心とした大学の情報発信体制を強化した。
- (4) 静岡県情報公開条例に基づく情報公開の実施機関として関係規則を定め、情報公開事務を実施する体制を整備するとともに、個人情報保護を適切に行うため、教職員を対象とした情報公開・個人情報保護事務研修会を開催し、必要な知識の習得に努めた。
- (5) 毎年度の財務諸表については、地方独立行政法人法に基づき、県公報において公告したほか、業務実績及びその評価結果と合わせてホームページに掲載し、大学の運営状況の積極的な公開に努めた。また、文部科学大臣の認証を受けた評価機関である公益財団法人大学基準協会の大学評価（認証評価）を平成21年度に受け、大学基準に適合している旨の評価結果をホームページに掲載し公表した。

- (6) 学校教育法施行規則等の改正により、平成 23 年度 4 月から教育情報の公表を義務付けられたことを受け、これまでホームページで公表していた情報を拡充するとともに、よりわかりやすく整理し、県民や社会に対する説明に努めた。
- (7) 地域に開かれた大学として、公開講座、社会人学習講座の開催、社会人聴講生の受入などを積極的に実施するとともに、研究成果発表会(US フォーラム (※ 1))、産学民官の連携を考えるつどい等を開催し、大学の知的資源の還元、研究成果の公表に努めた。また、県民の日のキャンパスツアーや環境科学研究所の一般公開、薬草園の見学会等も定期的実施し、多数の県民が大学を訪れた。

第3 項目別の状況

1 大学の教育研究等の質の向上に関する目標

(1) 教育

ア 各種国家試験における高い合格率

- ・ 国家資格試験対策の充実・強化に努め、各種国家試験の合格率は総じて高い水準で推移した。
- ・ 平成 18 年度から薬学 6 年制教育が始まり、新たな教育体制の整備に取り組むとともに、試験対策講座、模擬試験などに力を入れ、新制度最初となる平成 23 年度新卒者の薬剤師国家試験合格率は 97.4%で、国公立大学 17 校中 2 位という好結果を得た。平成 24 年度新卒者においても合格率は 90.3% (全国平均 83.6%) と高い水準を維持した。
- ・ 平成 22 年度及び平成 23 年度において食品栄養科学部栄養生命科学科の卒業生全員が管理栄養士国家試験を受験し、2 年連続で全員が合格する快挙を達成した。平成 24 年度新卒者においても 96.0% (全国平均 82.7%) と全国平均を大きく上回る高い合格率となった。
- ・ 保健師国家試験の合格率は、平成 21 年度以降、全国平均を上回る水準で推移し、平成 24 年度新卒者の合格率も、98.5% (全国平均 97.5%) となった。助産師国家試験の合格率は平成 20 年度から平成 24 年度まで 100%を維持した。看護師国家試験の合格率は、平成 21 年度から平成 23 年度の 100%など、常に全国平均を上回る水準で推移した (平成 24 年度新卒者 98.2%、全国平均 94.1%)。
- ・ 短期大学部においては、看護学科及び歯科衛生学科とも国家試験対策として底上げのための補講、模擬試験を実施し、模擬試験結果について学生にフィードバックする際には、個別指導を実施するなどの試験対策を講じた。この結果、特に歯科衛生士国家試験に関しては、第 1 期中期目標期間の平成 19 年度以降平成 24 年度まで 6 年連続合格率 100%であり、1 人の不合格者も出していない。看護師国家試験については、特に平成 23 年度に 100%を達成するなど、常に全国平均を上回る水準で推移し、平成 24 年度新卒者においても 96.3% (全国平均 94.1%) となった。

イ 語学(英語)教育体制の充実

- ・ 全学的な言語学習支援体制を整備するため、平成 19 年度に言語コミュニケーション研究センターを設置するとともに、自主的な言語学習を支援するための SALL(Self-Access Language Learning Center)の設置や、海外衛星放送が視聴可能な AV ライブラリー再整備による海外情報収集環境の充実や全学実習室等のパソコンの更新を行った。

平成 22 年度にはマルチメディア教室「STUDIO」の設置による対話型コミュニケーション活動の促進など、学生の学習環境の向上に努めた。また、平成 21 年度から特任のネイティブ英語講師 6 人、平成 22 年度からは日本人の特任助教 2 人を言語コミュニケーション研究センターに配置し、英語教育の充実を図った。

ウ 薬学 6 年制教育の体制整備

- ・ 薬学 6 年制教育への対応として、平成 20 年度から、実務実習事前学習施設であるモデル薬局の設置及び機器整備、実務実習に向けた CBT (知識の評価試験)・OSCE (技能・態度の評価試験)の実施、病院実習の基幹病院である県立総合病院内の薬学教育・研究センターの開設、実習における本学教員による直接指導体制の整備などを着実に進めた。

エ 教育体制の充実

- ・ 食品栄養科学部に、平成 26 年 4 月に環境生命科学科を設置するために、新学科の理念や教育課程を検討し、平成 25 年度の早期に文部科学省への届出を行うこととして準備を進めた。
- ・ 看護教育拡充計画を踏まえ、先進的な看護教育を展開していくために看護学部の定員を 55 人から 120 人へと増員するとともに、短大看護学科の学生募集を停止し、さらにカリキュラムや教員体制、施設整備

等について、具体案を検討し、平成 25 年度早期に文部科学省等への手続き・届出を行うための準備を進めた。

オ オープンキャンパス等の充実

- ・ 地域の児童・生徒を対象に、公開授業、出前講義、オープンキャンパス、ワークショップ等を積極的に実施し、幅広い分野への知的関心と意欲を引き出すよう努めた。特にオープンキャンパスについてはアンケート等による参加者のニーズを踏まえて改善、充実を図り、年々参加者が増加している（平成 24 年度は過去最高の 4,159 人が参加）。

カ キャリア形成及び就職支援の強化

- ・ キャリア形成支援体制を確立するため、平成 19 年度にキャリア支援センターを設置し、キャリア形成支援のための講座、セミナー、インターンシップ（※2）の実施やキャリア情報誌の発行等によりキャリア意識の涵養に努めるとともに、企業の採用スケジュールに合わせて各種就職ガイダンスや講座等を開催したほか、平成 20 年度から相談員を臨時で増員するなど相談体制を強化したこと等により、就職内定率が全国及び県内の平均を大きく上回った。

キ カリキュラム等の充実

- ・ 各学部・研究科・短期大学部においてカリキュラムの充実に向けて精力的に取り組んだ。特に、高等学校での選択科目の未履修の問題に対応するために、各学部で基礎学力を補う方法を検討し、選択科目の設置、演習や習熟度別授業での対応、補講等を実施した。また、国際関係学部では、文部科学省の大学教育推進プログラムに採択された「フィールドワーク型初年次教育の構築」（平成 22 年度から 3 年間）に取り組んだ。
- ・ 食品栄養科学部食品生命科学科では JABEE（※3）の認定申請を行い、平成 24 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日の 3 年間の認定を受けた。今回、食品生命科学科の教育プログラムが認定を受けたことにより、平成 24 年度の卒業生から認定プログラムの修了生となった。

ク HPS（※4）養成プロジェクトの推進

- ・ 短期大学部においては、遊びを通して病児の苦痛・ストレス・不安などを緩和しケアする専門職である HPS（ホスピタル・プレイ・スペシャリスト）を養成するための「HPS 養成教育プロジェクト」が文部科学省の委託事業である「社会人の学び直しニーズ対応教育推進プログラム」（平成 19～21 年度）に採択され、講座の修了者に対して全国初の学校教育法に基づく履修証明書を授与した。また委託事業の終了後は、短期大学部の社会人専門講座として開催を継続した。

ケ 学務情報新システムの導入

- ・ 経済性の向上、教職員の業務の効率化並びに学生の生活及び教育環境の向上を図るため、学務情報新システムを構築した。平成 21 年度からこのシステムを導入したことにより、履修登録、授業出席確認、成績確認、各種連絡事項等が Web 上で容易に行えるようになった。

コ 表彰制度の充実

- ・ 学部卒業時の成績優秀者表彰に加え、奨学寄附金（※5）等を財源とした成績優秀者表彰制度を構築し、県立大学においては、2 年生修了時の各学部・学科の成績優秀者表彰及び奨学一時金支給を平成 22 年度から開始し、短期大学部においては 1 年生修了時の成績優秀者表彰及び奨学一時金支給を平成 23 年度から開始した。大学院においては、平成 23 年度に全研究科において、研究科ごとの表彰制度を整えとともに、全研究科横断的な表彰制度として「学長賞」を新設し、学位記授与式において表彰した。

(2) 研究

ア 大学院の教育・研究体制の充実

- ・ 平成 23 年度に、経営情報学研究科において、商・経営・経済学系統では県内初の博士後期課程の設置（経営情報イノベーション研究科への名称変更を含む。）を行うとともに、薬学研究科における薬学 6 年制教育への移行に伴う薬科学専攻博士前期課程の開設、看護学研究科における助産師養成課程の開設を行った。
- ・ 生活健康科学研究科と薬学研究科を統合した薬食生命科学総合学府及び 5 専攻（薬学専攻、薬科学専攻、薬食生命科学専攻、食品栄養科学専攻、環境科学専攻）の設置を完了し、平成 24 年 4 月から新大学院で

の教育・研究を開始した。また、同学府（教育組織）の設置に合わせ、研究組織としての「薬学研究科」は「薬学研究院」に、「生活健康科学研究科」は「食品栄養環境科学研究院」に改組した。

イ 健康長寿に関する教育研究の推進

- ・ 文部科学省のグローバル COE プログラム（※6）に採択された「健康長寿科学研究」（平成 19 年度から 5 年間）を積極的に推進し、薬食相互作用、機能性食品の開発や食品素材の活用、生活習慣病のバイオマーカー等の研究成果を蓄積するとともに、国際健康長寿学会議や「食と薬」に関するさまざまなセミナーの開催、国際的に活躍できる能力強化のための科学英語海外研修プログラムの実施など、薬食同源、食薬融合による「健康長寿科学」の国際的な教育研究拠点形成に向け取り組んだ。

ウ 競争的資金等による教育研究の推進

- ・ 教員を対象に学内研修会や個別相談を実施し、科学研究費補助金（※7）の採択増加に取り組んだ結果、平成 19 年度から 24 年度までの採択総件数は 773 件となり、中期計画の目標（490 件）を大きく上回った。受託研究（※8）・共同研究（※9）についても、教員への意識啓発や企業への PR を推進した結果、平成 19 年度から 24 年度までの累計は 513 件となり、中期計画の目標（350 件）を達成した。また「グローバル COE プログラム（文部科学省）」、国際関係学部における「大学教育推進プログラム（文部科学省）」、薬学部における「最先端・次世代研究開発支援プログラム（内閣府）」などに採択され、教育研究を推進した。

(3) 地域貢献

ア 地域に開かれた大学

- ・ 大学の施設開放や県民の日の行事等において地域に開かれた大学運営の実現を図ったほか、公開講座、社会人学習講座、ビジネスセミナー、フォーラム等を積極的に開催し、研究成果の説明と社会への還元に努めた。
- ・ 文化の情報発信や文化事業の連携を図るため、平成 20 年度に、本学、静岡県立美術館、静岡県立中央図書館及び静岡県埋蔵文化財センター（旧（財）静岡県埋蔵文化財調査研究所）の 4 機関で「文化の丘づくり事業推進に関する協定」を締結した。平成 21 年度には（公財）静岡県舞台芸術センター及び静岡県コンベンションアーツセンター（グランシップ）が加わり、計 6 機関による事業推進母体「ムセイオン静岡」を発足させ、文化の情報発信、連携活動を推進した。
- ・ グローバル地域センターを設置し、「アジア・太平洋（政治・経済・社会）」、「危機管理」部門を大きな柱として、平成 24 年 4 月から調査研究活動を開始した。調査研究の成果を広く県民に情報発信するため、ホームページの整備を行うとともに、公開シンポジウム「TSUNAMI」や公開講演会「アジアの消費行動の多様性」等を実施した。

イ 産学官連携の推進

- ・ 平成 19 年度から知的財産コーディネーター、特許活用アソシエイツを配置するとともに、平成 20 年度には文部科学省の「産学官連携戦略展開事業（戦略展開プログラム）」に採択され、「産学官連携推進本部」の設置や研究成果有体物取扱規程、利益相反マネジメント規程の制定など、産学官連携活動の学内基盤を整えた。平成 17 年度から開始した日清製粉グループによる寄附講座「高次機能性食品探索研究室」は平成 25 年度までの継続が決まり、これまでに機能性食品素材が発売されるなどの成果を挙げた。

ウ 静岡県施策等との連携

- ・ 県が推進する「静岡新産業集積クラスター」の各プロジェクトの共同研究に参画し、地域産業の活性化への貢献に努めた。特にフーズ・サイエンスヒルズプロジェクト（※10）の主要事業「地域結集型研究開発プログラム（※11）」に、中核研究機関として多くの教員が参画し、共同研究を積極的に推進した。また、学長はフーズ・サイエンスヒルズプロジェクトの推進機関であるフーズ・サイエンスセンターのセンター長として企画運営に参画し、県施策推進に大きく寄与した。このほか、ファルマバレーセンター（※12）からの受託研究を推進するとともに、平成 21 年度に地域産業界の支援強化を目的とする「研究分野での連携に関する協定」を締結して研究者間の交流を活性化するなど、実質的な連携を進めた。
- ・ 経営情報イノベーション研究科は平成 23 年度に医療経営研究センターを設置し、静岡県から受託する県内公的病院の幹部を対象とした医療経営人材養成講座を承継し、平成 23 年度までに県内すべての公立病院を含む 32 の公的病院から 96 人の幹部を集める実績を上げた。平成 24 年度は、その実績をもとに静岡県から新たに医療経営改革能力開発事業を受託して、19 の県内公的病院が集う医療経営改革能力向上講座を開催した。

エ 他大学との連携推進

- ・ 名古屋市立大学及び岐阜薬科大学との連携による薬剤師のリカレント教育や、静岡大学、東海大学との連携による「三大学生命・環境コンソーシアム事業」、静岡大学、浜松医科大学、静岡産業大学、東海大学との単位互換や学術交流など、他大学との連携を推進した。

(4) 国際交流

ア 海外協定締結校との交流の促進

- ・ 平成 19 年度にカリフォルニア大学バークレー校、平成 21 年度にネブラスカ大学リンカーン校及びブレーメン州立経済工科大学、平成 23 年度にはブリュッセル自由大学、カリフォルニア大学デービス校及びタイ・マヒドン大学との大学間協定を締結し、教員・研究者の学術交流や学生の留学先を拡充した。また、部局間レベルにおいても、新たに海外大学等との協定の締結を推進した。

イ 日本人学生の海外派遣及び留学生の受入れ

- ・ 交流協定に基づく交換留学については、モスクワ国立国際関係大学、フィリピン大学及びリール政治学院との間で学生の派遣・受入れを継続するとともに、新たにボアジチ大学、ブレーメン州立経済工科大学との間で交換留学（派遣・受入れ）を開始した。なお、海外からの留学生（交換留学を除く）受入れは、平成 19 年度の 78 人から年々増加し、平成 22 年度以降は毎年度 140 人を超える留学生が在籍している。

ウ 留学生支援の充実

- ・ 留学生一人に日本人学生一人を配置して日本語指導や相談対応に当たるカンパセーションパートナー制度を開始したほか、留学生のための日本語講習の実施や事務職員の増員による留学生支援体制の充実など、留学生への支援の拡充を図った。

2 法人の経営に関する目標

(1) 業務運営の改善及び効率化

ア 理事長及び学長のリーダーシップによる運営体制の強化等

- ・ 総務・経営及び教学担当の理事をそれぞれ任命し、学外理事を含む少人数（5 人）の役員体制とするとともに、学長をはじめ、副学長、部局長、事務局長等を構成員とする大学運営会議を設置するなど、理事長及び学長の企画立案能力を強化し、迅速に実行に移す体制を確立した。

イ 教員活動評価システムの導入

- ・ 全教員を対象に、教育活動、研究活動、社会貢献活動、大学運営等への寄与の 4 領域（授業コマ数、採択研究数、発表論文数、地域における講演、公的機関の委員への就任等）について総合的に評価できる教員評価システムを構築し、平成 22 年度に試行を開始し、平成 23 年度より本格的な実施に至った。

ウ 不適切な事務処理の発生

- ・ 事務の標準化（出納事務を中心とした事務処理マニュアルの整備など）や、職員の能力開発（スタッフ・ディベロップメント研修への参加支援など）、内部監査機能の充実（平成 19 年度の監査室設置による改善指導の徹底）などにより、事務処理の適正化及び効率化に努めたが、結果として、不適切な事務処理の発生を防げず、発見も遅れてしまった（平成 21～24 年度の不適切な事務処理が平成 25 年度に判明した。）。今後は、事務処理手順のマニュアル化のほか、複数者の分担による相互チェック、従業務の見える化等による事務の標準化を中心とした事務処理体制の見直しを進めるとともに、コンプライアンス意識啓発や OJT などの職員研修の充実、内部監査機能の強化に重点的に取り組み、再発を防止する。

(2) 財務内容の改善

ア 財務内容の改善、業務の効率化

- ・ 科学研究費補助金をはじめとする外部資金の獲得に努める一方で、ESCO 事業（※13）の導入（高効率熱源機器、省エネルギー効果の高い機器等の本格的な稼動）による光熱水費の削減、委託業務における複数年契約の導入、業務の効率化・節約、学務情報システム（※14）の更新（大型汎用コンピュータで運用していた従来のシステムをダウンサイジング）によるコスト削減など、財務内容の改善、業務の効率化に努めた。

3 自己点検・評価及び情報の提供に関する目標

(1) 評価の充実

ア 大学認証評価の受審及び結果等の公開

- 大学認証評価委員会とともに、県立大学自己評価委員会、短期大学部自己点検・自己評価委員会及び教育研究評価専門委員会など 5 専門部会を設置し自己点検・評価の実施を経て、平成 21 年度に公益財団法人大学基準協会の大学評価（認証評価）を受けた。特に、各学部・研究科における多数の論文発表やグローバル COE プログラムの取組、短期大学部の HPS 養成講座について、高い評価を得、大学・短期大学基準に適合の認定を受けた。また、大学認証評価の結果や自己点検・評価報告書をホームページで公開した。大学基準協会から出された認証評価結果において、助言された事項などについては、恒常的な自己点検・評価を実施し、着実な改善に努めた。

(2) 情報公開・広報等の充実

ア 広報の充実

- 平成 19 年度から、広報室の設置、専任職員の配置など体制を整備し、広報活動の充実、強化を図った。特に、広報の中核となる大学公式サイトについては、来訪者の視点に立った分かりやすいものとするため全面的に更新し、英語サイトを新たに構築するなど改善を進めた結果、民間コンサルティング会社による調査においてウェブサイトの使いやすさの点で、高い評価を得た。また、各学部・大学院が独自に運営するサイトの整備が進んだ。さらに、新聞、タウン誌、受験情報誌、バス、電車、ラジオ等、様々な媒体を活用した効果的な広報の実施に努めるとともに、大学案内の作成にあたって提案競技方式による入札を実施し全面リニューアルを図ったほか、広報誌など印刷物の改善を行い情報発信力を高めた。平成 22 年度には、大学の教育研究活動の広報をより充実、強化して実施するため、広報の基本方針及び基本計画を策定した。

イ 創立 25 周年記念事業の展開

- 静岡薬科大学、静岡女子大学、静岡女子短期大学を改組統合して設置された静岡県立大学が創立 25 周年を迎えたため、これを記念して、記念式典、記念国際シンポジウムを始め、第一線級の外部講師等を招聘したシンポジウム、公開セミナー、学部・研究科特別講義等多数の事業を開催した。これらの事業は、一般県民参加のものも多く、また、多くがマスコミに取り上げられ、県立大学のプレゼンスの強化、イメージアップに貢献した。

4 その他業務運営に関する目標

(1) 施設・設備の整備・活用等

ア 教育環境（施設）の改善

- 大規模改修などの施設整備は、中長期修繕計画に基づき、重要度、緊急度の高いものから計画的に実施（講義室等の空調工事、各棟の照明制御盤の更新等）するとともに、障害者用トイレの増設など施設のユニバーサルデザイン化の推進、最先端の教育テクノロジーを備えた新たなマルチメディア教室の整備、LL システム更新（短期大学部）、学部棟カレッジホールへの照明設置による学生の自主的学習の支援など、教育環境の改善に努めた。
- 図書館においては開館時間を延長するとともに、学生が議論しながらも学習できる場を提供するため、平成 23 年度に施設の一部を改修し、ラーニングコモンズ（※15）として整備した。

(2) 安全管理

ア 学生の安全対策等の推進

- 地域自治会、近隣大学、下宿・アパート業者との情報交換や警察からの情報の学生への伝達のほか、平成 22 年度には不審者等から学生の安全を確保するため、学内外の 13 箇所に緊急通報装置を設置するなど、学生の安全対策の推進を図った。また、増加する学生のメンタルヘルスに関する相談に対応するため、相談員を増員するなど相談体制を強化した。

イ 東日本大震災への支援及び防災意識の高揚

- 東日本大震災に際して、医療、看護、衛生環境に関する活動や、情報システム構築などの被災地支援のため、多くの教職員を派遣した。

(3) 人権尊重

ア ハラスメント（※16）防止対策

- ・ ハラスメントの防止・対策については、セクシュアル・ハラスメントに加え、アカデミック・ハラスメント、パワー・ハラスメントなどハラスメント全般に対応した関係規程を整備するとともに、ハラスメント全般の防止・対策ガイドラインを制定し、本学ホームページに掲載したほか、全教職員及び学生へのリーフレット配布や全教職員を対象とした研修会の開催など、ハラスメントの防止・対策に努めた。

イ 男女共同参画社会の取組等

- ・ 平成 20 年度に大学附置の「男女共同参画推進センター」を設置し、男女共同参画社会への深い理解を持った次世代を育成するため、平成 21 年度には全学共通科目（総合科目）「男女共同参画社会とジェンダー」を開設するとともに、「男女共同参画社会づくり宣言」を行うなど男女共同参画への取組を進めた。

○用語の解説

※1 USフォーラム

USは、「University of Shizuoka」の略で、本学の研究成果を発表する場となっているフォーラムであり、公開されている。

※2 インターンシップ

学生が、在学中に企業等において自らの専攻やキャリアに関連した就業体験を行う制度

※3 J A B E E（日本技術者教育認定制度）

大学など高等教育機関で実施されている技術者教育プログラムが、国際的な水準を満たしているかどうかを外部機関が公平に評価し認定する制度

※4 H P S（ホスピタル・プレイ・スペシャリスト）

遊びの技術を活用して入院・通院している子どもや、障害のある子どもとその家族を支援するコメディカルスタッフの一員をなす専門職。短期大学部では文部科学省の採択を受け、国内初となるHPS養成に取り組んでおり、養成講座修了者に全国に先駆けて学校教育法に基づく履修証明書を発行している。

※5 奨学寄附金

学術研究や教育の充実のために、大学が受け入れる寄附金

※6 グローバル COE プログラム

大学院の教育研究機能を一層充実・強化し、世界最高水準の研究基盤の下で、世界をリードする創造的な人材育成を図るため、21世紀COE（Center of Excellence）プログラムに引き続いて教育研究拠点の形成を重点的に支援する文部科学省のプログラム。本学は平成19年度に、「健康長寿科学教育研究の戦略的展開」をテーマとして採択され、食品栄養学と薬学の有機的連携を図り、「食薬融合」「薬食同源」による健康長寿科学教育研究に取り組んでいる。

※7 科学研究費補助金

文部科学省・日本学術振興会等の公募補助金。毎年、全国の大学の研究者から研究企画を公募し、審査したのち、優れた研究に対して助成する。競争的資金（公募審査補助）の代表

※8 受託研究

企業等（委託者）から研究委託費を受け入れ、本学の教員が研究を行い、その研究成果を委託者に報告する制度

※9 共同研究

企業等から研究のための経費を受け入れて行うもので、本学の教員と企業等の研究者が対等の立場で共通の課題について研究する制度

※10 フーズ・サイエンスヒルズプロジェクト

地域の産学官連携体制や研究成果等を基盤として、県内に集積する豊かな地場産品、食品関連企業や大学等研究機関などの地域資源を活用することにより、科学的根拠に基づき安全・安心や健康を志向する高付加価値型食品等を創出し、食品関連産業の集積、活性化と県内経済の発展を目指すとともに、プロジェクト発の高付加価値型食品等を広く普及することにより県民の健康増進を実現する取組

※11 地域結集型研究開発プログラム

（独）科学技術振興機構による、地域の産学官が結集して企業化開発を支援する公募助成事業。平成20年度に静岡県・静岡市が申請し、「静岡発 世界を結ぶ新世代茶飲料と素材の開発」をテーマとして採択された。（財）しずおか産業創造機構が中核機関となり、静岡県立大学は、茶飲料の機能・味・香りに関する最先端の研究に参画している。

- ※12 ファルマバレーセンター
ファルマバレープロジェクト（静岡を世界一の健康長寿県の形成を目指して「健康増進・疾病克服」と「県民の経済基盤の確立」を両輪に、地元企業の高い技術力を活用しながら、患者・家族や医療現場のための、ものづくり・ひとづくり・まちづくりを展開し、地域の活性化を図るための静岡県が推進している取組）の推進機関
- ※13 E S C O事業（エネルギーサービス・カンパニー事業）
省エネルギーを目指した提案で、施設・設備の提供、維持・管理など、環境に配慮した包括的なサービスを行う事業
- ※14 学務情報システム
本学の情報システムの一つで、入試、学籍管理、授業管理、成績管理、証明書発行、授業料管理などの機能を持つ。開学当初から運用していた大型汎用機上のシステムについて平成19年度に見直し調査を行い、業務の効率化と教育環境の向上を図るため、新システムに移行することとなった。旧システムは事務職員のみが直接アクセス可能なシステムであったのに対し、新システムは大学関係者全員（教職員および学生）がWebブラウザを通してアクセス可能である。休講情報など一部の情報は、携帯電話からの参照も可能である。平成21年度に設計・開発を完了し、本稼働している。
- ※15 ラーニングコモンズ
「ラーニングコモンズ」とは「学習するために皆が集う共有スペース」である。そこでは複数の学生が集まって印刷物や電子資料を含めた、多様な情報資源から情報を引き出して議論を進めるという学習スタイルが前提となり、図書館職員或いはチューターとしての大学院生に施設の提供だけでなく学生の自学学習に必要な「知の技法を支援する」という新しい役割を求める哲学が背景にある。
- ※16 ハラスメント
いろいろな場面での嫌がらせ行為（他者に対する発言・行動等が本人の意図には関係なく、相手を不快にさせたり、尊厳を傷つけたり、不利益を与えたり、脅威を与えること）を指す。セクシュアル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント、パワー・ハラスメントなど、その種類は様々。